

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
(文部科学省 HP) に掲載している Q&A の主な更新 (令和3年9月10日時点)

**児童・生徒・学生の皆様、保護者の皆様へ**  
の情報のうち、更新情報が掲載されている箇所

学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00020.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00020.html)

**【主な更新】**

問7 子供が感染してしまうことが不安で学校を休ませたいのですが、どのようにしたらよいのでしょうか。

→**現下の感染力の強い変異株がまん延している状況等について補足しました。**

問9-2 分散登校を行ったことにより、やむを得ず学校に登校できなかった日数について、学校から、指導要録上、「出席停止・忌引等の日数」に記録されると説明を受けたのですが、「出席停止・忌引等の日数」とはどのようなものなのでしょうか。その場合に行われたオンラインを活用した学習指導はどのように取り扱われるのでしょうか。

→**指導要録上の「出席停止・忌引等の日数」について説明する問を追加しました。**

問11 やむを得ず学校に登校できない場合に、自宅等において行ったオンラインによる学習はどのように取り扱われるのでしょうか。

→**やむを得ず学校に登校できなかった日数は、学校に登校しなければならない日数には含まれず欠席とはならないことを追記しました。**

**教育委員会・学校等関係の皆様へ**  
の情報のうち、更新情報が掲載されている箇所

教育活動の実施等に関する Q&A  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00032.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html)

**【主な更新】**

②**感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等の対応に関すること、のうち、**

問 1 感染不安を理由に休ませたいと相談があった場合の出席停止等の取扱いや、不登校児童生徒が自宅等においてICT等を活用した学習を行った場合の出席扱いについて、どのような点に留意すればよいか。

→**現下の感染力の強い変異株がまん延している状況等について補足しました。**

問 5 分散登校により学校に登校しない児童生徒に対してオンラインを活用した学習指導を実施する場合、指導要録上どのように記録すべきか。

→**分散登校を行った場合の指導要録上の扱いを整理した問を追加しました。**

#### ④学習指導等に関すること、のうち、

##### 1. 児童生徒の学習指導に関すること、のうち、

問 1 児童生徒がやむを得ず学校に登校できないことに伴う学習の遅れについて、どのように学習保障のために取り組むことが求められるのか。

→**分散登校等を行った場合の扱いや、臨時休業等を行った結果標準授業時数を下回った場合の扱いなどについて追記しました。**

問 6-2 高等学校入学者選抜等において、臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童生徒の取扱いはどうなるのか。

→**臨時休業や分散登校などに伴う、調査書の「出席日数」「出席停止・忌引き等の日数」などの記入欄への記載内容によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないようにすべき旨を記載しました。**

##### 4. 指導要録・学習評価等に関すること、のうち、

問 5 令和3年2月19日付け初等中等教育局長通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」においては、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた学習指導の内容について、一定の要件の下で再度学校で指導しなくてもよいものとするができるとされているが、具体的にはどのような場合が考えられるのか。

→**分散登校等を行った場合の扱いについて追記しました。**

問 6 上記措置をとる場合において、授業時数の扱いはどうなるのか。

→**分散登校等を行った場合の扱いについて追記しました。**